

くらしめーる

- 不用品回収無許可業者に注意しましょう
- 2023年度消費生活モニター募集
- 「くらしの豆知識」最新版をお渡ししています

相談窓口

受付時間:平日・9:30~12:00
・12:45~16:30

TEL 439-5281
※時間外、土日の窓口は裏面2

発行：岸和田市立消費生活センター 〒596-0045 岸和田市別所町3-12-1 市立保健センター3F

事例

事例1 足を置くだけで、**振動**により足腰の筋肉が鍛えられる、という**運動器具**を通信販売で購入した。使用したところ、10分も経たずに**頭が痛く**なり気分も悪くなった。 (80歳代 女性)

事例2 テレビショッピングで、**通電**して筋肉に刺激を与える**運動器具**を購入した。使ったところ足首が痛くなるなど**体調**が**悪く**なった。説明書を読むと、糖尿病などの**持病**がある人は**使用しない**ようにと書かれていた。私には糖尿病があるため、使えない商品だった。 (80歳代 女性)



家庭用フィットネス器具 楽そうに見えても身体に負担

出典：「見守り新鮮情報第433号」独立行政法人国民生活センター



- 足を置くだけで振動や電氣的刺激で足腰の筋肉が鍛えられる、という家庭用フィットネス器具を通信販売などでよく目にしますが、楽なように見えても、身体に負担がかかることを理解しておきましょう。自身の健康状態や既往症などを考慮し、購入について慎重に判断することが大切です。
- **テレビショッピングなどの通信販売や店舗購入では、クーリング・オフができません。**不明な点は購入前に販売店などに必ず確認しましょう。
- 間違った使い方により体調を崩すこともあります。取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。
- 体調に合わせて無理のない程度に使用し、異常を感じたらすぐに使用をやめましょう。体調不良が続くときは医療機関を受診しましょう。

[illegible]

無許可業者 に注意！



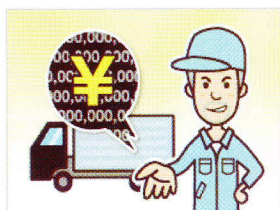
～ 不用品回収サービスのトラブルが増えています ～

転居や自宅の整理などで利用される不用品回収サービスに関する相談が、全国の消費生活センターに多数寄せられています。2021年度は2,000件を超えました。

一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」または「市区町村からの委託」が必要です。しかし、産業廃棄物処理業の許可のみの事業者など、一般廃棄物処理業の無許可業者とのトラブルが目立ちます。

トラブルを未然に防ぐために、わたしたちが注意すべき点を一緒に考えましょう。

--- トラブルの特徴と問題点 ---



- ・一般廃棄物処理業の無許可業者が一般家庭の廃棄物を違法に収集・運搬
- ・広告表示や事前説明と異なる追加料金・作業条件が当日に発生
- ・断りづらい状況で高額な料金の支払いを迫られる
- ・契約書面が交付されず料金の内訳がわからない

--- アドバイス ---

◆ 作業後に想定外の料金を請求された時は？



- ・当日は作業前に再度、料金や作業内容を確認。変更が提示されて納得できない場合は作業前にきっぱりと断りましょう。
- ・作業中や作業後に、事前に聞いていない高額な金額を請求された場合はその場での支払いをいったん断りましょう。

◆ 見積もりを取る時は？

ゆとりをもって、見積書は必ず複数社から取り寄せましょう！



- ・一般廃棄物処理業の許可業者を探す
- ・作業内容や料金を明確に出してもらう
- ・キャンセル料を確認する
- ・追加料金の有無を確認する
- ・複数社から見積もりを取る

市以外に不用品の処分を依頼する際は、インターネットやチラシなどの安価な料金をうのみにせず、**一般廃棄物処理業の許可業者**を探し、**複数社から見積もり**を取り、**追加料金がかからない**ことなどを十分に確認しましょう。

2023 年度 岸和田市 消費生活モニター募集!



対 象：市内在住の 20 才以上の人で消費生活問題に関心があり、商品価格調査や研修会・講座（保育なし）等に参加できる人。

募集人数：30 人（応募者多数の場合は校区别に、初めての方・経験年数の浅い順に優先し抽選）

任 期：2023 年 4 月～2024 年 3 月末、参加日はすべて平日です（通常、年 10 回程度）。

申 込：2 月 28 日（火）までに電話・FAX・葉書のいずれかで、①住所②氏名（フリガナ）
③生年月日④電話番号⑤モニター経験の有無を記入し、〒596-0045 別所町 3-12-1
岸和田市立消費生活センターへ。

（問合せ/申込み：消費生活センター事務局 TEL:438-5281 FAX:439-5300）

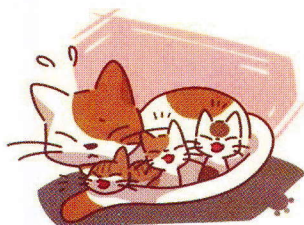


市民環境部長をお迎えし、
モニター委嘱式を開催い
たしました（4/21）

モニター見学会の様子：朝日大阪
プリンテック堺工場で新聞の作
り方を学びました（9/26）



暮らしの法律



「近所の人々が野良猫に餌やりをしています。餌やりをやめさせ、損害賠償等を請求したい場合は？」

問）近所の人々が野良猫に餌をやるため猫が増え、自宅の庭にふん尿をされたり、車に傷をつけられたりして困っています。餌やりをやめさせ、損害賠償等を請求することはできますか？

答）差止請求や損害賠償請求はできます。民法上の不法行為に該当し損害賠償請求できる場合が多いのです（民法 709 条）。ただ、近所同士の関係であれば、餌やりを注意することは心理的に難しい場面もあるでしょう。

注意が有効でなく、逆恨みされただけで終わる場面も考えられます。まして、訴訟を起こすことまではためられることでしょう。実務的には、個人が個人に対して注意するというよりも、まずは自治体や自治会・町内会等に相談してみてもはどうでしょう。自治体や自治会・町内会等がどんな根拠で餌やりをしている人に注意できるかは法的に難しい面はありますが、飼い主のいない猫とのかかわり方について助言や指導をしてくれる場合もあります。町の美化は自治体の責務であるからです。条例で無用の餌やりには罰則を定めている自治体もあるようですが、全国一律の定めがあるわけではなく、各自治体の定めるところによりますので対応は異なります。まずはご自分の住んでいる自治体等に相談してみてください。

（出典：国民生活 2022 年 10 月号）

配布物のご案内

消費生活センターでは、以下の物品をお渡ししております。
安全で安心できる消費生活を送るためにお役立てください。
「2023 年版くらしの豆知識」は 100 冊限りです。
（1 世帯 1 冊・先着順）

（画像・右）最新号 2023 年版くらしの豆知識

暮らしに役立つ幅広い分野の知識・情報をコンパクトにまとめた小冊子です。今年の特集は「賢く始める！新成人」「こんな手口にだまされない」の 2 本です。特集以外の内容も、契約に関する基礎知識やネットトラブル等、最新の情報が平易な文章で書かれています。（A5 判、175 ページ）

（画像・左）お断りステッカー：訪問販売業者から見える場所に貼りましょう。大阪府消費者保護条例では「拒絶の意思を表明している」と認め、消費者に対し勧誘する行為を禁止しています。

問合せ/消費生活センター事務局：☎438-5281



商品価格調査集計結果

令和4年の、岸和田市内のスーパー・小売店における商品価格調査を、岸和田市消費生活モニターにより実施しました。日常生活に関連の深い商品の価格は、次のように推移しています。

調査日① 令和4年6月17. 18. 19日

調査日② 令和4年12月2. 3. 4日

品 名	規 格 内 容	単 位	令和4年6月 平均価格(円)	令和4年12月 平均価格(円)	対 6 月 動 向
トイレットペーパー	50～60m巻シングル 12ロール	1 袋	395	409	↑
ティッシュペーパー	320枚(160組)／360枚(180組)	5 箱組	274	290	↑
ボディソープ	詰替え380ml～400ml	1 袋	251	255	↑
食器用洗剤	360ml～400ml	1 本	231	209	↓
洗濯用合成洗剤	コンパクトタイプ0.85kg～1kg(紙箱入)	1 箱	316	325	↑
ラップ	30cm×20m	1 本	170	206	↑
アルミホイル	25cm×6m／8m	1 本	85	103	↑
サラダ油	ポリ容器入食用調合油900g～1000g	1 本	414	473	↑
砂糖	上白糖	1 kg	199	204	↑
醤油	濃口特級(JAS規格)1ℓポリ容器入	1 本	237	262	↑
牛乳	1ℓ成分無調整 紙容器入	1パック	218	235	↑
インスタントコーヒー	フリーズドライ製品90g～100gビン入	1 本	524	668	↑
卵	10個パック入 L寸	1パック	215	238	↑
	10個パック入 M寸	1パック	196	209	↑
まぐろ(きはだ)	冷凍(解凍)刺身用	100グラム	399	446	↑
キャベツ	普通品	1 kg	176	135	↓
食パン	普通品6枚切袋入	1 袋	153	156	↑
豚肉	ばら薄切り	100グラム	211	234	↑

凡例 ↑…値上り ↓…値下り →…変化なし (本体価格)

相談窓口

消費生活センター

平日・9:30～12:00・12:45～16:30

電話番号 **439-5281** (相談専用)

平日16:30～17:00でお急ぎの場合

大阪府消費生活センターでも受付可能です

06-6616-0888 (大阪府消費生活センター)

●週末相談 (年未年除除<10:00～16:00)

土曜日／**06-4790-8110**

(公益社団法人) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日曜日／**06-6203-7650**

(公益社団法人) 全国消費生活相談員協会

【案内図】



「くらしめーる」は、消費生活センター・市役所・市民センター・地区公民館などにも置いてあります。